

「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」に対する要請

1 1月6日、総務省の有識者検討会において、「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」がまとめられた。

この報告書においては、偏在性が小さい安定した地方税体系を構築するためには、「地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化」（以下「税源交換等」という。）によることが基本とされた。

しかし、これらを実行するにあたって個別に実施することもやむを得ないとし、地方消費税の税率の引き上げのタイミングに合わせ法人住民税法人税割の一部を国税化して地方交付税の原資とすることを検討すべきとされた。

これに関連し下記の項目について要請をする。

記

- 1 法人住民税法人税割の一部の国税化のみで終わるのであれば地方分権にも逆行することになる。消費税の地方消費税化等については、確実に実施すること。
- 2 税源交換等のみならず、税源移譲を含めた地方分権時代にふさわしい税制の構築を行うこと。
- 3 税源交換等については、中核市の財政運営上も大きな影響があるので、その具体化にあたっては国において中核市を含む地方側とも十分に協議するとともに、税源涵養のインセンティブを確保することについても配慮すること。

平成25年11月8日
中核市市長会